

# 衆議院議員選挙 (小選挙区・比例代表) 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10.27** 日 投票時間 **7:00~20:00**

区内投票所などの情報は、区(コード①)をご覧ください。また、選挙で実際に投票する様子が分かる動画を、区公式YouTubeチャンネル「めぐろTV」(コード②)で配信しています。動画を見て、ぜひ投票に行きましょう。



区選挙管理委員会事務局  
(☎5722-9299、FAX5722-9334)

## 目黒区の衆議院小選挙区は全域が東京都第26区になります

衆議院小選挙区の区割りの改定に伴い、平成29年以降旧東京都第5区と旧東京都第7区に分かれていた目黒区の選挙区は、区全域が東京都第26区になりました。東京都第26区は目黒区全域のほか、大田区の一部が含まれます(コード③)。



## 目黒区で投票できるかた・できないかた

目黒区で投票できるのは、平成18年10月28日までに生まれ、目黒区の選挙人名簿に登録されているかたです。転入の届け出日によっては、目黒区で投票できない場合もあります。下表でご確認ください。

区分	令和6年 7月14日	7月15日	10月14日 登録基準日	10月15日 公示日	10月27日 投票日	投票の 可否
以前から 目黒区に 住んでいる	目黒区に居住					目黒区で 投票 できます
最近、 目黒区に 転入した	7月14日 までに転 入届け出	目黒区に居住				目黒区で 投票 できます
	7月15日 以降に転 入届け出	目黒区に居住				目黒区では 投票できま せん(*)

## 区外へ転出した場合

転出してから4カ月以内で、目黒区の選挙人名簿に登録されており、転出先の選挙人名簿に登録されていないかたは目黒区での投票となります。

## 区内で転居した場合

10月5日以降に区内転居の届け出をしたかたは、前住所地の投票所で投票してください。

### \*7月15日以降に目黒区に転入の届け出をした場合

目黒区では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 選挙公報を配布します

選挙公報の配布期間は、10月22日(火)~25日(金)を予定しています。選挙公報が届かない場合は、株式会社メディア・ソリューション・センター(☎0120-221-523。月~土曜日(祝・休日を除く)9:00~18:00)へご連絡ください。選挙公報は、区の施設や区内各駅の選挙公報スタンドで入手できるほか、区(コード④)からもご覧になれます。



## 入場整理券を郵送します

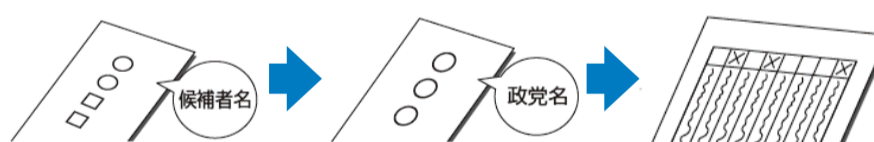
- 住民票の世帯ごとにまとめて、封書で郵送します  
投票所には、自分の名前が記載された入場整理券をお持ちください。
- 入場整理券がなくても投票できます  
入場整理券を忘れた、紛失した、手元に届いていない場合でも、選挙人名簿と照合の上、投票できます。投票所の係員にお申し出ください。
- 投票日当日は、入場整理券に記載された指定の投票所以外では投票できません

## 入場整理券の配布期間は、10月21日(月)~23日(水)です

入場整理券が届いていない場合にも期日前投票は行うことはできます。詳細は2面をご覧ください。

## 投票の順序と方法

- ①衆議院議員選挙 (小選挙区)
- ②衆議院議員選挙 (比例代表)
- ③最高裁判所裁判官 国民審査



候補者の氏名  
を書いて投票

政党などの名称  
を書いて投票

辞めさせたいと思う  
裁判官の名前に  
「×」を記入

## 投票するときの注意点

- 投票用紙には、候補者の氏名や政党などの名称を正しくはっきり書きましょう。投票しても、ルールを守って書かれたものでなければ無効となります
- 候補者の氏名や政党などの名称は、投票所内の投票用紙を記載する場所に掲示しています。大事な1票が無効にならないよう、掲示のとおり投票用紙へ正確に記載してください
- 次のような投票は無効となる恐れがありますので注意してください
  - ・候補者でない者の氏名や政党などの名称を記載した投票
  - ・2以上の候補者の氏名や政党などの名称を記載した投票
  - ・候補者の氏名や政党などの名称のほか、他事を記載した投票(○○○○がんばれ! など)
  - ・どの候補者の氏名や政党などの名称を書いたのか確認できない投票

